

トラック運送業においては、これまでの商慣習により、積込み・取卸し作業・荷主都合による待機時間・倉庫での棚入れ等の附帯作業などに係るコストの負担が不明確なため、サービスに対応した対価の收受方策として、平成29年11月に標準貨物運送約款を改正し、運賃とは別建て料金を收受できる環境整備を行ったところ。

現在、東北運輸局管内における改正運送約款への移行状況は全事業者の約4割程度、依然として旧約款による取引を継続している事業者は約3割となっている。

こういった状況の中、トラック運送事業における取引環境の改善のためには、サービスに対応した対価を收受するなど適正な取引へ向けた取り組みが必要なことから、改正約款へ移行した事業者に対し、運賃料金の收受状況や荷主企業との交渉状況など問題・課題等を把握する。

東北6県の各協議会において対象事業者の選定と調査表を発送し、東北運輸局がとりまとめを行い、各県の協議会において調査結果を報告。その結果等を踏まえ改正運送約款の更なる普及・啓発に努める。

スケジュール案

